

新宮町漁業集落環境整備事業経営戦略

団 体 名 : 新宮町

事 業 名 : 漁業集落環境整備事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	昭和57年度(39年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適 (令和6年度一部適用予定)
処理区域内人口密度	28人 / ha	流域下水道等への 接 続 の 有 無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1施設(相島浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	本町漁業集落排水処理施設の使用料金は、「基本使用料」と「汚水排出量に応じた従量使用料」の合計額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を加えた額となります。そのうち従量料金は多く使用するほど1㎡当たりの単価が高くなる増量型料金体系となっています。				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	一般家庭使用料体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当ありません。				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,000 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	3,508 円
	平成30年度	3,000 円		平成30年度	3,529 円
	令和元年度	3,000 円		令和元年度	3,592 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

<料金表(1か月当たり)>

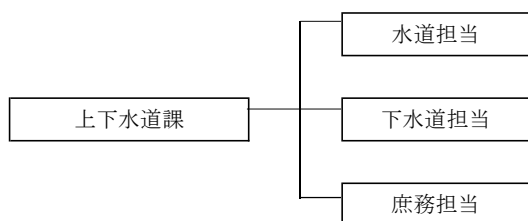
基本使用料	1,000円		10m ³ まで	30円/m ³
		従量使用料	11m ³ ～20m ³	170円/m ³
			21m ³ ～30m ³	180円/m ³
			31m ³ ～40m ³	190円/m ³
			41m ³ ～50m ³	200円/m ³
			51m ³ ～100m ³	230円/m ³
			101m ³ ～200m ³	250円/m ³
			201m ³ ～300m ³	280円/m ³
			301m ³ ～	300円/m ³

※上記料金の合計額に消費税が別途かかります。(10円未満切り捨て)
 ※検針は隔月となっており、検針を行わない月は基本料金のみ請求します。

③ 組織

職 員 数	14人(内7人公共下水道事業と兼務)
事業運営組織	新宮町上下水道課は、水道担当、下水道担当、庶務担当の3つに分かれています。 課長(1人)、課長補佐(1人)、主幹(4人)、主査(4人)、主任主事(2人)、主事(2人)の14人です。 平成14年4月に下水道課と水道課を統合し、上下水道課になりました。

<組織体制>



<職員数・年齢構成等>

年齢	管理職	水道担当	下水道担当	庶務担当	合計
61歳～	人	人	人	人	人
51～60歳	1人	人	人	1人	2人
41～50歳	1人	1人	1人	1人	4人
31～40歳	人	2人	1人	2人	5人
～30歳	人	人	1人	2人	3人
合計	2人	3人	3人	6人	14人

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	(施設関連) 施設維持管理業務委託、保守点検・調査・検査業務委託 (その他関連) 量水器検針委託
	イ 指定管理者制度	該当ありません。
	ウ PPP・PFI	該当ありません。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当ありません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当ありません。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

別紙のとおり

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

相島地区の人口は減少しており、今後も同様の傾向が続くと予測しています。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
人口(人)	231	222	214	206	199	191	184	178	171	165
世帯数(世帯)	140	138	136	135	133	131	129	128	126	124
人口減少率(%)	-	3.9	3.6	3.7	3.4	4.0	3.7	3.3	3.9	3.5

※人口は第6次新宮町総合計画より

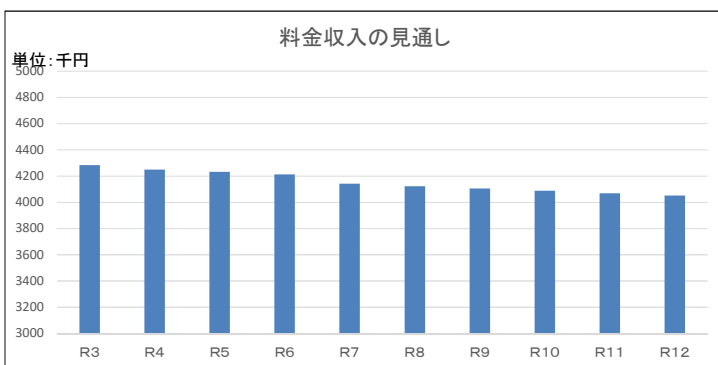
(2) 有収水量の予測

人口減少に伴い水需要も減少傾向が続くと予測しています。

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
有収水量(m ³ /日)	49	48	47	45	44	43	42	41	40	39

(3) 使用料収入の見通し

有収水量の減少に伴い料金収入も減少傾向が続くと予測しています。



(4) 施設の見通し

漁業集落排水施設としては、昭和57年に供用を開始し37年の年月が経過している。平成8年度にライフリフォーム事業にて施設の建て替えを行った。その後老朽化が進み、平成24年度から平成27年度の期間で、漁業集落環境整備事業の交付金を活用し、相島浄化センターの改築更新工事及び管路施設の劣化診断業務を行った。今後は、適切な維持管理を行っていくとともに、適宜、修繕・改築工事を実施していく。

(5) 組織の見通し

平成14年度に水道課と統合しており、今後も継続していく予定です。現段階で職員数の変更は予定していません。

3. 経営の基本方針

(基本方針)

計画的な維持管理を実施し、安定した下水処理が行えるように努めます。

(具体施策)

- ① 下水道施設の機能維持のため、計画的に改築・更新を実施します。
- ② 健全経営の為、コストの縮減に努めます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)

別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	現段階において投資計画の予定はありません。
-----	-----------------------

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	現段階で投資の計画がないため、経常経費の削減に努めます。
-----	------------------------------

今後も使用料収入は減少していく見込みです。
赤字補填のため一般会計に頼ざるを得ない状況です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

・動力費 近年の実績により大きな変動がない為、各年同額で計上しています。 令和3年度～令和12年度 事業費 21百万円
・薬品費 計画期間内においては、薬品費に大きな変動はない為、各年同額で計上しています。 令和3年度～令和12年度 事業費 1百万円
・修繕費 修繕計画に基づき、効果的な修繕工事を実施します。 令和3年度～令和12年度 事業費 5百万円
・委託費 施設の維持管理に必要な委託費で、各年ほぼ同額である。 また、人件費の上昇など近年の動向を踏まえながら適宜見直しを図ります。 令和3年度～令和12年度 事業費 19百万円

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	現段階での検討事項はありません。
投資の平準化に関する事項	現段階での検討事項はありません。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	使用料収入は減少していく見込みではありますが、相島地区は高齢率が高く使用料改定は厳しい状況です。
資産活用による収入増加 の取組について	現段階での検討事項はありません。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現段階での検討事項はありません。
職員給与費に関する事項	本事業専任の職員がいないため、計上していません。
動力費に関する事項	設備の適切な管理を行い、無駄のない運用を継続していきます。
薬品費に関する事項	薬品の使用頻度や、安価で有効性のある薬品の模索など、更に調査研究を行います。
修繕費に関する事項	適宜、修繕計画を見直し、コスト削減に努めます。
委託費に関する事項	委託内容の精査を行い、効率的な維持及びコスト削減に努めます。
その他の取組	現段階での検討事項はありません。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	今後この計画の実施状況を適宜評価・検証を行いながら計画期間の中間時(5年経過後)に見直しを行います。また、この計画と実績との乖離が著しい場合や計画の前提となる経営・財政条件が大幅に変更となった場合にも見直しを行います。
---------------------	---

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
		1 総収	9,162	11,063	10,368	12,200	7,588	7,530	12,660	10,149	8,439
(1) 営業収	4,284	4,251	4,232	4,213	4,143	4,124	4,106	4,088	4,070	4,052	
ア 料金収	4,283	4,250	4,231	4,212	4,142	4,123	4,105	4,087	4,069	4,051	
イ 受託工											
ウ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
(2) 営業外収	4,878	6,812	6,136	7,987	3,445	3,406	8,554	6,061	4,369	3,372	
ア 他 会 計 繰 入 金	4,877	6,811	6,135	7,986	3,444	3,405	8,553	6,060	4,368	3,371	
イ そ の 他	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
2 総費	9,162	11,063	10,368	12,200	7,588	7,530	12,660	10,149	8,439	7,424	
(1) 営業費	8,783	10,734	10,052	11,912	7,358	7,358	12,534	10,052	8,358	7,358	
ア 職 員 給 与 費											
イ そ の 他	8,783	10,734	10,052	11,912	7,358	7,358	12,534	10,052	8,358	7,358	
(2) 営業外費	379	329	316	288	230	172	126	97	81	66	
ア 支 払 利 息	379	329	316	288	230	172	126	97	81	66	
イ そ の 他											
3 収支差引	(A)-(D)	(E)									
1 資本的収入	2,967	7,712	7,012	3,890	3,948	3,731	3,136	2,211	2,227	2,242	
(1) 地方債		4,600	3,400								
(2) 他 会 計 補 助 金											
(3) 他 会 計 借 入 金	2,967	3,112	3,612	3,890	3,948	3,731	3,136	2,211	2,227	2,242	
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
(6) 工 事 負 担 金											
(7) そ の 他											
2 資本的支出	2,967	7,712	7,012	3,890	3,948	3,731	3,136	2,211	2,227	2,242	
(1) 建設改良費		4,697	3,504								
(2) 地方債償還金											
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	2,967	3,015	3,508	3,890	3,948	3,731	3,136	2,211	2,227	2,242	
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他											
3 収支差引	(F)-(G)	(I)									

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収支再差引	(E)+(I)	(J)								
積立金	(K)									
前年度からの繰越金	(L)									
前年度繰上充用金	(M)									
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)								
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)									
実質収支黒字	(P)									
(N)-(O)	(Q)									
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$									
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$									
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額の	(R)									
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	4,251	4,232	4,213	4,143	4,124	4,106	4,088	4,070	4,052
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$									
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(T)									
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)									
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)									
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$									
他会計借入金残高	(W)									
他会計借入金残高	(X)	27,940	29,525	25,527	21,579	17,848	14,712	12,501	10,274	8,032

(単位:千円)

○他会計繰入金

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分										
うち基準内繰入金	4,877	6,811	6,135	7,986	3,444	3,405	8,553	6,060	4,368	3,371
うち基準外繰入金	3,346	3,344	3,824	4,178	3,444	3,405	3,262	2,308	2,308	2,308
	1,531	3,467	2,311	3,808			5,291	3,752	2,060	1,063
資本的収支分	2,967	3,112	3,612	3,890	3,948	3,731	3,136	2,211	2,227	2,242
うち基準内繰入金										
うち基準外繰入金	2,967	3,112	3,612	3,890	3,948	3,731	3,136	2,211	2,227	2,242
合計	7,844	9,923	9,747	11,876	7,392	7,136	11,689	8,271	6,595	5,613

経営比較分析表 (令和元年度決算)

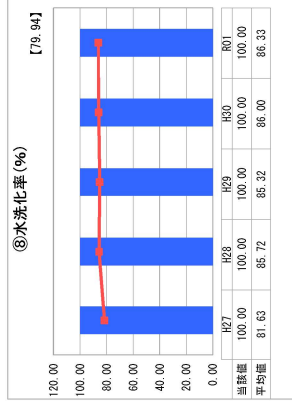
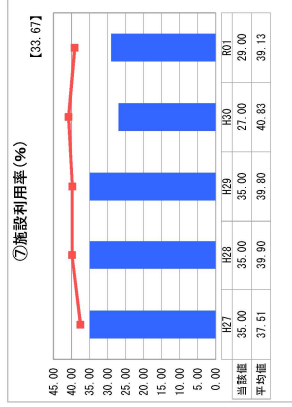
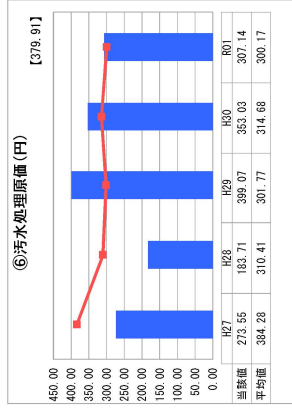
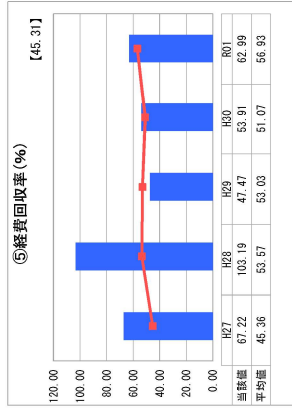
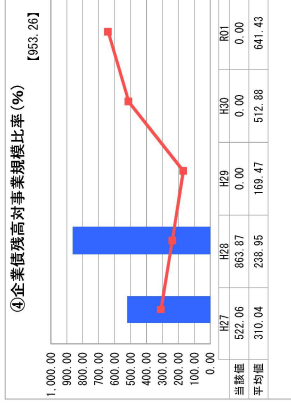
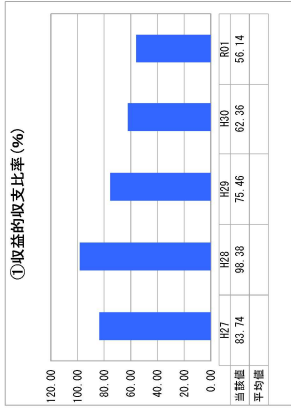
福岡県 新宮町

業務名	業務名	類似団体区分	管理者の情報	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
法非通用	下水道事業	H1	非設置	18.93	1,762.70
資金不足比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金 (円)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
-	0.75	95.26	3,300	0.09	2,800.00
	自己資本構成比率 (%)				
	該当数値なし				

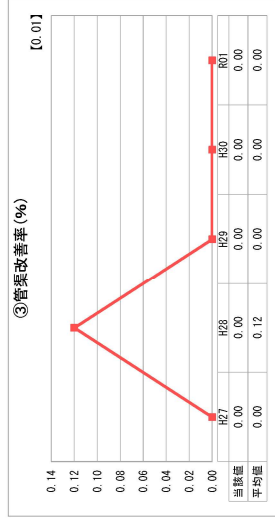
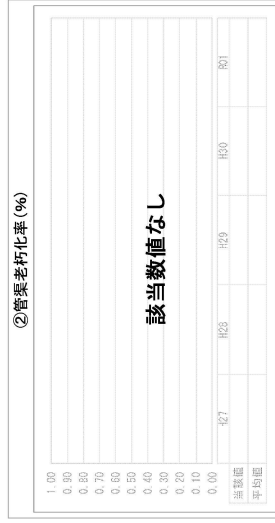
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 本事業は、離島の相島地区の漁業廃棄物環境整備事業で、水洗化率は100%となっています。
 平成28年度に企業感残高対事業規模比率が高く、なっているのは、相島浄化センターの改修工事のため借入をしたことによるものです。
 平成29年に経費回収率が減少している原因は、平成28年度と比較して修繕費が増えたことによるものです。
 離島のため上下水道料金が割高となっており、使用料金の値上げを行いつつ、厳しい状況で、一般会計繰入金に頼らざるを得ません。

2. 老朽化の状況について
 施設については、平成28年度～平成27年度において改修工事を実施済みですが、管渠の改築については供用開始から30年を経過していますが未実施のため、今後管渠の改築計画の策定についても見直しを検討することが必要と思われる。

全体総括
 今後、施設の供用開始から30年を経過し、施設等の更新費用が必要となる一方で、人口減少により使用料収入の増加が見込めない状況です。
 このため、更なる経費削減に努める必要があると考えられます。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。